

# 令和元年度東京都一斉帰宅抑制推進企業募集要項

## 1 東京都一斉帰宅抑制推進企業認定制度の目的

大規模災害発生時に、帰宅困難者の発生による混乱を防止するためには、むやみに移動を開始せず、会社などの安全な場所に留まること（一斉帰宅の抑制）が必要です。そのため、東京都では、東京都帰宅困難者対策条例を制定し、「自助」「共助」「公助」による総合的な取組を推進しています。

この制度は、従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を「東京都一斉帰宅抑制推進企業」として認定し、広く都民に周知することで、一斉帰宅抑制に対する社会的機運を醸成し、帰宅困難者対策の推進を図ることを目的としています。

## 2 応募対象

- (1) 都内に本社又は事業所が所在する企業、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人等（以下「企業等」といいます。）
- (2) 過年度に推進企業の認定を受けた企業等が、その認定を受けた翌年度以降に東京都一斉帰宅抑制推進モデル企業の認定を希望する場合は、新たに申請書を提出することで、選定委員会の審査等の対象とします。

## 3 応募について

- (1) 備蓄品や安否確認手段の確保、訓練の実施など、自社の従業員の一斉帰宅抑制の取組を実施している企業等が応募いただけます。

### 【取組事例】

- ・ 備蓄スペース不足を解消するために、各社員の机の下に備蓄を分散
- ・ 月に1度、従業員家族等との安否確認訓練を行い、運用面の実効性を検証
- ・ 図上訓練の実施などを通じ、災害時の従業員の役割や動き方を検証
- ・ 発災時に食料を融通しあうなど、近隣の事業者と連携
- ・ 外出中の従業員を相互に受け入れるなど、取引先と連携

- (2) 応募要件

ア 上記（1）の取組について、実施内容、導入手順及び取組方法等の公表が可能であること。

イ 次に掲げるすべての取組を実施していること。

- ・ 従業員の安全や管理する施設・設備の安全性の確認方法を定めている。
- ・ 従業員やその家族等との安否確認手段を事前に決めることを周知している。
- ・ 発災時は、むやみに移動をせず、安全な場所に留まることを従業員に周知している。

・従業員等が施設内に待機するために必要な3日分の食料等を備蓄している。

ウ 労働関係法令等に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上または社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される問題等を起こしていないこと。

### (3) 応募方法等

#### ア 応募書類の入手方法

東京都防災ホームページより「一斉帰宅抑制推進企業」で検索を行い、応募書類の作成に必要な様式をダウンロードしてください。

[https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku\\_portal/1000048/1006510/1006511/index.html](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1000048/1006510/1006511/index.html)

#### イ 応募書類の作成

以下の様式に必要な事項を記入してください。

東京都一斉帰宅抑制推進企業認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）様式第1「東京都一斉帰宅抑制推進企業認定申請書」（以下「認定申請書」という。）

※ 取組内容が分かる社内資料（報告書、社内報、研修資料、社内アンケート、写真等を必ず添付してください。

※ 別添の応募記入例を参照してください。

※ ご不明な点があれば相談してください。

#### ウ 応募書類の提出

応募書類は、書面とデータでの提出が必要になります。

(ア) 書面は提出書類一式を、下記の宛先へ郵送又は持参してください。

(宛先) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 11階南  
東京都総務局総合防災部防災管理課防災事業推進担当（帰宅困難者対策）

※ 「認定申請書」は、必ず代表者印を押印したものを提出してください。

(イ) 「認定申請書」は、以下の提出先メールアドレスにエクセルデータにて提出してください。（電子データ提出時は押印不要）

(提出先メールアドレス) [S0000040@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000040@section.metro.tokyo.jp)

※ 御持参の場合やメールを送付する際には、あらかじめ防災事業推進担当まで電話連絡をお願いいたします。（防災事業推進担当 直通：03-5388-2529）

エ 応募された書類等は返却いたしません。あらかじめ御了承ください。

### (4) 募集期間

令和元年7月1日（月曜日）から同年9月30日（月曜日）まで

## 4 審査について

### (1) 認定基準

審査は、以下の認定基準に基づき総合的に実施します。

ア 創造性（創意工夫をこらした取組）

イ 実効性（発災時の効果を検証している取組）

ウ 協働性（地域等と連携している取組）

## （2）審査方法

ア 東京都一斉帰宅抑制推進企業

東京都総務局総合防災部で書類審査を行い、認定します。

イ 東京都一斉帰宅抑制推進モデル企業

上記アで認定された企業の中から、東京都が選定した委員による選定委員会において審査を行い、選定します。

※ 審査の経緯や内容は非公開とします。お問い合わせいただいても一切お答えできません。あらかじめ御了承ください。

## （3）審査に必要な資料の追加提出等について

ア 審査にあたっては、追加資料の提出、ヒアリング等をお願いする場合があります。

イ 応募書類の記載内容が事実と異なっていることが判明した場合、公表後であっても認定を取り消すことがあります。

## 5 認定企業の公表等

（1）東京都のホームページ等で、企業名と取組内容を公表します。

（2）知事名の認定証及び認定マークを交付します。

（3）モデル企業については、認定式を開催し、広くその取組を公表します。

## 6 その他

（1）応募された書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）及びその他関係法令を順守します。

（2）応募された内容について、認定に先立ち東京都職員またはその指示を受けた者が電話、訪問等で確認させていただく場合があります。

## 7 問い合わせ

東京都総務局総合防災部防災管理課

防災事業推進担当（帰宅困難者対策）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話：03-5388-2529（直通）

メール：[S0000040@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000040@section.metro.tokyo.jp)